

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

管理 No.	K107
--------	------

所管部署： 都市整備 部 開発指導 課
 （ 審査 係 / 内線： 3392 ）

根拠区分	法律 条例	
許認可等の名称	開発許可に基づく地位の承継の承認	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	都市計画法 (昭和43年 法律第100号)
	根拠規定条項	第45条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	都市計画法 (昭和43年 法律第100号)
	基準規定条項	第45条
	審査基準	第45条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他の当該開発行為に関する工事を施行する権限を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可の基づく地位を承継することができる。
標準処理期間 (経由機関の日数)	受付日より約15日間	
本票の作成日	平成29年2月15日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成19年11月30日改正（法律第46号）	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	